

志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の届出について

平成25年3月18日
北陸電力株式会社

当社は、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画¹」を修正し、本日（3月18日）、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届出ましたので、お知らせします。

当社は、原子力防災体制及び緊急時対応の更なる強化・充実を図ることを目的として、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下、「計画」という。）を修正することとし、1月11日に、原子力災害対策特別措置法第7条第2項の規定²に基づき、石川県、志賀町及び富山県に計画の修正案を提出し、協議を申し入れました。

（平成25年1月11日お知らせ済み）

このたび、石川県、志賀町及び富山県との協議を経て計画を修正しましたので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項³の規定に基づき、本日（3月18日）、内閣総理大臣及び原子力規制委員会へ届出しました。

当社としては、引き続き、原子力防災体制及び緊急時対応の継続的改善に取り組むとともに、志賀原子力発電所の安全確保に万全を期してまいります。

以上

添付資料：「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」修正の要旨について

1 原子力事業者防災業務計画

原子力災害対策特別措置法第7条第1項に基づき、志賀原子力発電所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定めた計画。

2 原子力災害対策特別措置法第7条第2項の規定

原子力事業者は、計画を修正しようとするときは、修正しようとする日の60日前までに、原子力事業所の所在都道府県（石川県）、所在市町村（志賀町）及び関係周辺都道府県（富山県）に計画の案を提出して協議しなければならないことを規定。

3 原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定

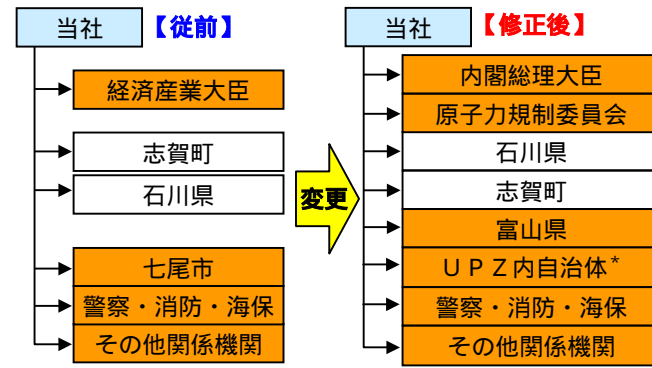
原子力事業者は、計画を修正したときは、速やかに内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届出なければならないことを規定。

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」修正の要旨について

1. 通報先等の拡大

特定事象¹発生時における当社からの通報先として、新たにUPZ²内の自治体や関係機関を追加し、通報連絡体制を強化する。

この他、通報先、関係届出書類の提出先等として、経済産業大臣を内閣総理大臣・原子力規制委員会に変更するとともに、関係周辺都道府県（富山県）を追加する。



* 従前の七尾市その他、輪島市、穴水町、中能登町、羽咋市、宝達志水町、かほく市及び氷見市を通報先として追加

- 1 特定事象：原子力事業所の敷地境界付近において基準以上の放射線量が検出されるなど原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報が必要となる事象。
- 2 UPZ：原子力規制委員会の原子力災害対策指針において規定している「緊急時防護措置を準備する区域」(この区域の目安は「原子力施設から概ね30km」)。

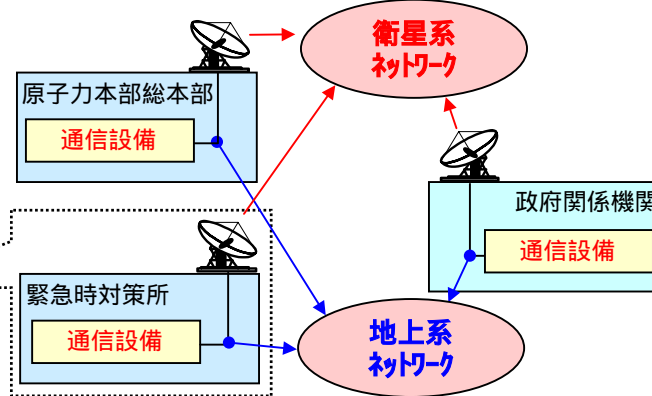
2. 緊急時対策所の整備

複合災害や過酷事故時においても事故収束のための現場指揮を確実にするため、志賀原子力発電所に耐震性や放射線防護設備を備えた緊急時対策棟(緊急時対策所)を整備する。

緊急時対策所に政府関係機関と接続可能な通信設備(電話、FAX及びTV会議システム)を整備する。



緊急時対策棟

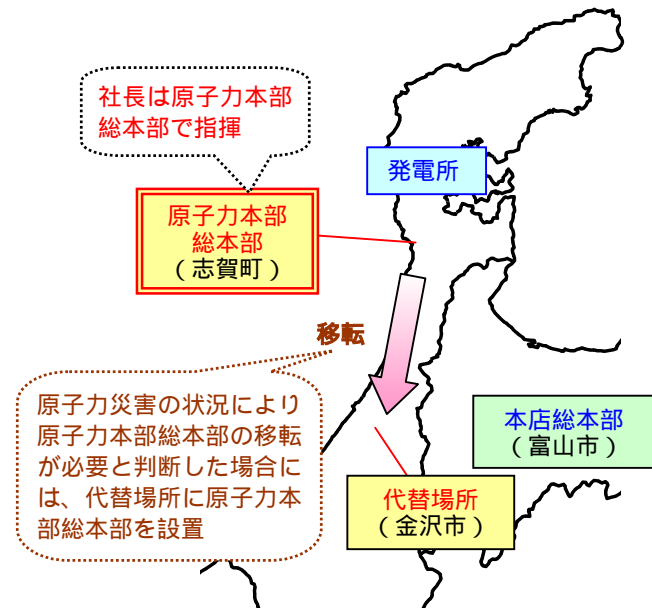


3. 原子力施設事態即応センターの整備

特定事象発生時には、社長が防災体制を発令するとともに、志賀町の原子力本部に原子力本部総本部(原子力施設事態即応センター³)を設置し、当該本部にて直接指揮を執る体制に見直す。(社長の指揮の下、本店と原子力本部が連携し、全社を挙げて事故収束に当たる体制自体は変更なし。)

原子力本部総本部の代替場所を金沢電気ビル(金沢市)とし、原子力災害の状況により原子力本部総本部の移転が必要と判断した場合には、代替場所に当該本部を設置(移転)する。

原子力本部総本部に政府関係機関と接続可能な通信設備を整備する。(緊急時対策所と同様)



3 原子力施設事態即応センター：志賀原子力発電所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に係る重要な事項の意思決定や統括管理の支援を行うための施設。

4. 原子力災害時の支援体制の整備

a. 原子力事業所災害対策支援拠点の整備
志賀原子力発電所への物資輸送などの後方支援を行う拠点(原子力事業所災害対策支援拠点⁴)の候補地を発電所周辺の自社施設の中からあらかじめ決めておき、特定事象発生時には事態に応じて候補地の中から最適な場所に拠点を設置する。

b. 原子力緊急事態支援組織の整備
原子力事業者で共同運営する支援組織(原子力緊急事態支援組織⁵)を福井県に設置し、当該組織に遠隔操作が可能な資機材(ロボット)を配備する。

支援組織の支援を要する場合には、支援組織から遠隔操作が可能な資機材(ロボット)の提供を受けることにより、人が立ち入ることができない場所での作業を可能とする。



- 4 原子力事業所災害対策支援拠点：志賀原子力発電所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を支援するための拠点。
- 5 原子力緊急事態支援組織：放射性物質による汚染により人が容易に立ち入ることができない場所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策に必要な遠隔操作が可能な装置などを管理する組織。

5. 原子力防災訓練の実施・評価

福島事故を踏まえ、訓練項目に過酷事故を想定した訓練を追加するなど訓練内容を充実させ、事故対応能力の向上を図る。

防災訓練の実施に当たっては事前に訓練計画を定め、訓練実施後には評価・改善を行うことにより、原子力防災体制の継続的改善を図る。また、訓練結果を国に報告するとともにその要旨を公表する。

(参考 原子力事業者防災業務計画の主な内容)

項目	主な内容
第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本構想、計画の運用と修正及び定義
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災組織の設置、原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備、通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施、国・地方公共団体・地元防災関係機関との連携等
第3章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、本部の設置、原子力事業所災害対策支援拠点の設置、応急措置(応急復旧、原子力災害の発生又は拡大の防止、原子力緊急事態支援組織との連携、オフサイトセンター等への原子力防災要員等の派遣など)の実施等
第4章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員等の派遣等
第5章 その他	他の原子力事業者への協力